

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

- 1 条例改正の目的
 

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税及び軽油引取税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 県民税及び法人の事業税
    - ア 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の施行による租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）の一部改正に伴う規定の整備を行うこと。（第37条、第49条の2、第49条の3、第62条の2及び第62条の3並びに付則第30条の2）
    - イ 平成22年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費の算定において納税義務者の数に乗ずる金額（本則 3,000円）を3,300円とする特例措置を講ずること。（付則第9条の3）
  - (2) 不動産取得税
    - ア 地方税法附則第11条第1項の規定による課税標準の特例が適用される不動産の取得で、かつ、高知県漁業経営構造改善事業費補助金交付要綱に基づき県の補助金の交付を受けている場合における当該不動産の取得に対する不動産取得税の減免措置を廃止すること。（第89条第1項第3号）
    - イ 農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する不動産の取得で、かつ、高知県種子島周辺漁業対策事業費補助金交付要綱に基づき県の補助金の交付を受けている場合における当該不動産の取得に対する不動産取得税の減免措置を廃止すること。（第89条第1項第4号）
    - ウ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を新築の日から1年（本則 6月）を経過した日とする特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること。（付則第16条第1項）
    - エ 特例適用住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件に係る特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること。（付則第16条第2項）
    - オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること。（付則第17条）
    - カ 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、農地等取得後の売渡し等までの経過年数要件に係る特例措置を廃止すること。（付則第21条）
  - (3) 自動車取得税
    - ア 当分の間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の5（本則 100分の3）とする措置を講ずること。（付則第22条の2第1項）
    - イ 環境への負荷が少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、次のとおり、車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例		ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例	〈3・31揭示〉	3
規 則		
◎高知県税規則の一部を改正する規則	〈3・31揭示〉	5

加すること。

(ア) 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）以上のディーゼル車の取得に対して課する税率は、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とすること。（付則第22条の2第2項）

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないものの取得に対して課する税率は、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とすること。（付則第22条の2第2項）

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないものの取得に対して課する税率は、この特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とすること。（付則第22条の2第3項）

ウ ディーゼル車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を延長すること。（付則第22条の2第8項）

(ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、イ(ア)に掲げるディーゼル車を平成22年8月31日までの間に取得した場合における税率は、この特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1を控除した率とすること。

(イ) 車両総重量が12トンを超えるディーゼル車及び車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成22年8月31日まで延長すること。

(ウ) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成23年8月31日まで延長すること。ただし、当該ディーゼル車の取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合の税率は、この特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1を控除した税率とすること。

エ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を平成24年3月31日まで延長すること。

(ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、イ(イ)に掲げるものについて、取得価額から30万円を控除すること。（付則第22条の2の3第1項）

(イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、イ(ウ)に掲げるものについて、取得価額から15万円を控除すること。（付則第22条の2の3第2項）

(4) 軽油引取税

ア 当分の間の措置として、税率を1キロリットルにつき32,100円（本則 15,000

円）とする措置を講ずること。（付則第22条の5）

イ 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずること。（付則第22条の6）

(5) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、次の措置を講ずること。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、当該登録の翌年度に税率のおおむね100分の50を軽減すること。（付則第23条第2項）

イ 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、それぞれその経過する日の属する年度以後に税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講ずること。（付則第23条第1項）

(ア) ガソリン車又はLPG車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 当該新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(イ) ディーゼル車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 当該新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

(6) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、2(1)アは、同年6月1日から施行することとした。

-----  
条 例  
-----

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成22年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第21号****高知県税条例の一部を改正する条例**

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第53条第48項」を「第53条第52項」に改める。

第37条中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。付則第30条の2において「租税条約実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。付則第30条の2において「租税条約等実施特例法」に、「同条第2項、第7項及び第12項」を「法第34条第2項、第7項及び第12項」に改める。

第48条第5項中「以下この条において」を「以下」に改め、同条第6項中「以下本項」を「以下この項」に改める。

第49条の2第1項中「締約国」を「締約国又は締約者」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第49条の3第1項中「、連結親法人」を「、連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）」に、「当該条約相手国」を「当該条約相手国等」に改める。

第62条の見出し中「及び決定」を「、決定等」に改め、同条第1項中「次条第1項」を「第63条第1項」に改める。

第62条の2第1項中「締約国」を「締約国又は締約者」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第62条の3第1項中「当該条約相手国」を「当該条約相手国等」に改める。

第89条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号及び第2号に掲げる不動産について、不動産取得税を減免することができる額は、滅失又は損壊をした不動産の価格（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）に第76条に規定する税率を乗じて得た額を限度とする。

第89条第3項中「同項第1号及び第3号から第5号まで」を「同項第1号及び第3号」に、「事由を」を「理由を」に改め、同項第1号中「住所」を「住所又は所在地」に改め、同項第4号中「事由」を「理由」に改める。

付則第5条第1項中「並びに第63条第4項」を「、第63条第4項並びに第63条の2第4項」に改める。

付則第9条の3中「平成21年度」を「平成22年度」に改める。

付則第16条及び第17条中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

付則第21条を次のように改める。

**第21条 削除**

付則第22条の2の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第1項中「以下この条」を「以下この条から付則第22条の2の3まで」に改め、「、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り」を削り、「にかかわらず」を「にかかわらず、当分の間」に改め、同条第2項中「第8項第1号若しくは第2号」を「第8項第1号、第2号若しくは

第3号イ」に、「第10項」を「付則第22条の2の3第1項」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同条第3項第1号中「以下この条において「車両総重量」を「以下「車両総重量」に、「附則第12条の2の2第5項第1号に」を「附則第12条の2の3第3項第1号に」に改め、同号ア中「以下この条において」を「以下」に、「附則第12条の2の2第5項第1号イ」を「附則第12条の2の3第3項第1号イ」に改め、同号ウ中「附則第12条の2の2第5項ハ」を「附則第12条の2の3第3項第1号ハ」に、「以下この条」を「以下この条及び付則第22条の2の3」に、「同項ハ」を「同号ハ」に改め、同項第2号中「第11項」を「付則第22条の2の3第2項」に改め、同条第4項中「附則第12条の2の2第6項」を「附則第12条の2の3第4項」に改め、同条第5項中「附則第12条の2の2第7項に」を「附則第12条の2の3第5項に」に改め、同項第1号中「附則第12条の2の2第7項第1号」を「附則第12条の2の3第5項第1号」に改め、同項第2号中「附則第12条の2の2第7項第2号」を「附則第12条の2の3第5項第2号」に改め、同条第6項中「附則第12条の2の2第8項」を「附則第12条の2の3第6項」に改め、同条第7項中「附則第12条の2の2第9項に」を「附則第12条の2の3第7項に」に改め、同項第1号中「附則第12条の2の2第9項第1号に」を「附則第12条の2の3第7項第1号に」に改め、同号ア中「附則第12条の2の2第9項第1号イ」を「附則第12条の2の3第7項第1号イ」に改め、同項第2号中「附則第12条の2の2第9項第2号に」を「附則第12条の2の3第7項第2号に」に改め、同号ア中「附則第12条の2の2第9項第2号イ」を「附則第12条の2の3第7項第2号イ」に改め、同条第8項中「、第10項又は第11項」を「又は付則第22条の2の3第1項若しくは第2項」に、「が平成22年3月31日」を「が平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあっては、平成23年8月31日）」に、「に掲げる軽油自動車にあっては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1）」を「又は第3号イに掲げる軽油自動車にあっては100分の1」に、「を、第3号に掲げる軽油自動車にあっては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の0.5）」を「（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1）を、第3号アに掲げる軽油自動車にあっては100分の0.5」に改め、同項第1号中「附則第12条の2の2第10項第1号」を「附則第12条の2の3第8項第1号」に改め、同項第2号中「附則第12条の2の2第10項第2号」を「附則第12条の2の3第8項第2号」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第8項第3号イに規定する総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の2の3第8項第3号ロに規定する総務省令で定めるもの  
付則第22条の2第9項から第12項までを削り、同条の次に次の2条を加える。

（自動車取得税の免税点の特例）

**第22条の2の2** 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第122条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

**第22条の2の3** 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得

（付則第22条の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

（1） エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第12条の2の5第1項第1号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号に規定する総務省令で定めるもの

（2） 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の5第1項第2号に規定する総務省令で定めるもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（付則第22条の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

（1） エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の5第2項第1号に規定する総務省令で定めるもの

（2） 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので法附則第12条の2の5第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの

3 前2項の規定は、第124条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の5第3項に規定する総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

付則第22条の4第1項及び第2項中「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に改める。

付則第22条の5中「平成30年3月31日までに第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第131条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第130条第6項の規定に該当するに至った場合における」を削り、「にかかわらず」を「にかかわらず、当分の間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

**第22条の6** 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第131条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者

が第130条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第131条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第130条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

付則第23条第1項中「電気自動車等（次項において「電気自動車等」という。）」を「電気自動車及び天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項に規定する総務省令で定めるもの並びにメタノールとメタノール以外のものと混合物で同項に規定する総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項に規定する総務省令で定めるもの並びに」に改め、同項第1号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同項第2号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同条第2項中「電気自動車等及び法附則第12条の3第3項に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの」を「法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成22年4月1日から平成23年3月31日まで」に、「平成19年度分」を「平成23年度分」に、「平成19年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成24年3月31日まで」に、「平成20年度分」を「平成24年度分」に改め、同条第4項中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110」を「法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に規定する基準エネルギー消費効率に100分の115」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度」に、「施行規則で定めるもの（第2項）」を「法附則第12条の3第5項に規定する総務省令で定めるもの（前項）」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成19年度分」を「平成22年度分」に改め、「当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り」を削り、同条第5項を削る。

付則第30条の2第1項、第3項及び第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第37条、第49条の2第1項、第49条の3第1項、第62条の2第1項及び第62条の3第1項並びに付則第30条の2第1項、第3項及び第6項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

4 新条例付則第22条の4の規定は、施行日以後に新条例第130条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前にこの条例による改正前の高知県税条例（以下「旧条例」という。）第130条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例付則第22条の4第2項において読み替えて準用する旧条例第141条の6第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例付則第22条の4第2項において読み替えて準用する新条例第141条の6第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例付則第22条の4第2項において読み替えて準用する旧条例第141条の7第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例付則第22条の4第2項において読み替えて準用する新条例第141条の7第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例付則第22条の4第2項において読み替えて準用する旧条例第141条の7第1項の規定により交付を受けている免税証は、新条例付則第22条の4第2項において読み替えて準用する新条例第141条の7第1項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

（自動車税に関する経過措置）

8 新条例付則第23条の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

-----  
規 則  
-----

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「第53条第46項又は第47項」を「第53条第50項又は第51項」に改め、同条第3項中「第53条第48項」を「第53条第52項」に改める。

第51条第1項を削り、同条第2項中「、別記第79号様式の2、別記第79号様式の3及び別記第79号様式の4」を「から別記第79号様式の3まで」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別記第79号様式の5」を「別記第79号様式の4」に改め、同項を同条第2項とする。

第66条第1号の表中

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
---------------------	-------------

を

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝機能障害	1級から3級までの各級

に改め、同条第2号の表中

小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
---------	------------------

を

小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

に改める。

第67条第1項第1号の表中

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
---------------------	-------------

を「

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝機能障害	1級から3級までの各級

に改め、同項第2号の表中

を「

小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
---------	------------------

を「

小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

に改める。

別記第47号様式注1中「平成21年度」を「平成21年度及び平成22年度」に改める。

別記第52号様式中「第53条第48項」を「第53条第52項」に改める。

別記第52号様式の2中「第53条第49項」を「第53条第53項」に改める。

別記第69号様式中「第80条」を「第80条第1項」に、「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

別記第79号様式から別記第79号様式の6までを次のように改める。

**第79号様式**（第51条関係）

受付印

県税事務所長 様

年 月 日

納税義務者 住所（所在地）氏名（名称）  
Ⓜ

災害による不動産（家屋）取得税減免申請書

高知県税条例第89条第1項の規定に基づき不動産取得税の減免を受けたため、同条第3項の規定により次のとおり申請します。

高知県税条例第89条第1項第1号に該当する該当する場合	区分	家屋の所在地	家屋番号 家屋の種類	構造	床面積		被災前の登録価格 取得価額	被災年月日 取得年月日	被害の状況 取得の事由及び用途
					1階	1階以外			
高知県税条例第89条第1項第2号に該当する場合	区分	家屋の所在地	家屋番号 家屋の種類	構造	1階	1階以外	年度 課税番号	被災年月日 取得年月日	被害の状況 被災年月日
					㎡	㎡			
災害（火災）保険等の状況	区分	家屋の所在地	家屋番号 家屋の種類	構造	1階	1階以外	年度 課税番号	被災年月日 取得年月日	被害の状況 被災年月日
					㎡	㎡			

減免を受けようとする理由

注 減免を受けようとする理由を証明する書類を添えてください。

**第79号様式の2**（第51条関係）

受付印

県税事務所長 様

納税義務者 住所（所在地）  
氏名（名称） ㊸

年 月 日

災害による不動産（土地）取得税減免申請書

高知県税条例第89条第1項の規定に基づき不動産取得税の減免を受けたいので、同条第3項の規定により次のとおり申請します。

高知県税条例第89条第1項に該当する場合	区分	所在	地番	地目	地積	被災前の登録価格		被災年月日		被害の状況	
						取得時の登録価格	円	取得年月日	取得の事由及び用途		
高知県税条例第89条第1項に該当する場合	災害にあつた土地				m <sup>2</sup>		円	年 月 日			
	代わるものとして取得した土地				m <sup>2</sup>		円	年 月 日			
高知県税条例第89条第1項に該当する場合	区分	所在	地番	地目	地積	年度	課税番号	納期限	納付の状況	被災年月日	被害の状況
	災害にあつた土地				m <sup>2</sup>			税額		年 月 日	年 月 日

減免を受けようとする理由

注 減免を受けようとする理由を証明する書類を添えてください。

**第79号様式の3**（第51条関係）

受付印

県税事務所長 様

納税義務者 住所（所在地）  
氏名（名称） ㊸

年 月 日

特別の事情による不動産取得税減免申請書

高知県税条例第89条第1項の規定に基づき不動産取得税の減免を受けたいので、同条第3項の規定により次のとおり申請します。

高知県税条例第89条第1項第3号に該当する場合

土地				家屋						納期限		
所在	地番	地目	取得時の登録価格	所在	地番	家屋番号 種類	構造	床面積		取得価額	課税番号	税額
								1階	1階以外			
			円			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円		年 月 日
												円
												円
不動産の取得年月日			年 月 日	不動産の取得前の納税義務者の住所（所在地）								
減免を受けようとする理由												

注 減免を受けようとする理由を証明する書類を添えてください。

## 第79号様式の4（第51条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 不動産取得税減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました不動産取得税の減免については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

## 記

課税番号	年度		年度
区分	既決定額	決定額	減免額
課税標準額	円	円	円
税額	円	円	円
決定理由			

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

## 第79号様式の5及び第79号様式の6 削除

## 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。